

**Q 1. 学習者用端末は毎日家庭に持ち帰り、学校に持って行くのでしょうか？**

A 1. まずは、学校で学習者用端末の使用に関する指導を行い、使用に慣れるよう授業等で活用します。その後は、当面、平日は学校で活用し、休日等に家庭で活用できるように持ち帰りを計画します。

**Q 2. 学習者用端末の充電は、休日に家庭でするのでしょうか？**

A 2. 学校で活用している間は、学校の充電保管庫(電源キャビネット)等で充電します。自宅に持ち帰る場合は、学校で充電した状態で持ち帰りますので、家庭で充電しなくても家庭学習での使用は可能と考えていますが、充電切れになった場合に、もし自宅に iPad や iPhone の充電器があれば、自宅での充電が可能です。

**Q 3. 月曜日等に学習者用端末を忘れた場合、授業は受けられないのでしょうか？**

A 3. 学習者用端末を忘れた児童生徒には、他の教材の場合と同じように、持参することや準備することの重要性を伝えるなど、教育的な指導を行います。その上で、他の児童生徒と一緒に活動するなど、学習に支障がないよう対応します。

**Q 4. 家庭で新たにインターネットを契約する必要がありますか？**

A 4. すでにインターネット環境がある家庭では、新たな契約をする必要はありません。学習用端末は Wi-Fi(無線 LAN)でインターネットへの接続を行いますので、家庭に Wi-Fi の環境がなければ、今後整備していただく必要があります。インターネット環境のない家庭や Wi-Fi 環境の整備が難しい家庭に対しては、市教育委員会よりモバイルルータの貸付を行っています(令和3年1月以降)。ただし、モバイルルータを使うためのデータ SIM の契約は家庭で行い、通信料は家庭の負担となります。

**Q 5. 子どもが不適切なインターネットサイトにアクセスしたり、「SNS」を使って犯罪に巻き込まれたりしないかが心配ですが、その対策はどうなっていますか？**

A 5. 学習者用端末には、児童生徒が安心して使えるように、不適切なサイトや SNS へのアクセスを制限するフィルタリングソフトを導入する予定です。また、学習に不要な機能については、機械的に使用制限をかけています。

**Q 6. 持ち帰るための専用ケースはありますか？**

A 6. 専用ケースは用意をしていません。外部からの衝撃にある程度耐えうるよう、iPad にはキーボード一体型のカバーを取り付けます。しかし、衝撃等による故障の可能性も考えられますので、貸付物品であることを理解の上、破損等に対して各自での対応をお願いします。

**Q 7. 学習者用端末は個人的な旅行に持って行ってもよいですか？**

A 7. 原則、個人的な旅行への持ち出しは認めません。修学旅行や社会科見学等の際の持ち出しは学校長が判断します。学校外での使用に当たっては、学校の指導に従いながら、紛失・盗難等に気を付けてください。

**Q 8. 学習者用端末が壊れてしまった場合は、端末を使う学習についてはどうなりますか？**

A 8. 損傷した学習者用端末は、市教育委員会からメーカーに修理に出します。家庭から学校を通して、市教育委員会に「貸付物品亡失・損傷届」を提出してもらった上で、すぐに交換機の貸付を行います。

**Q 9. 学習者用端末を壊してしまった場合の費用負担はどうなるのでしょうか？**

A 9. 通常使用の範囲であれば、修理費用は市教育委員会が負担します。  
ただし、学校内で発生した損傷については、故意又は重大な過失による場合は、児童生徒(保護者)負担になります。家への持ち帰りなど学校外で発生した損傷については、児童生徒に責任がないもの以外は、児童生徒(保護者)負担になります。

**Q10. 紛失、盗難にあった場合にはどうすればよいですか？**

A10. 紛失・盗難にあった場合は、すぐに学校へ報告してください。遺失物届や盗難届を警察に提出していただき、証明書をとるなどの手続きが必要です。また、学校を通して市教育委員会に「貸付物品亡失・損傷届」を提出することになります。なお、故意または重大な過失による紛失・盗難の場合は、児童生徒(保護者)負担により原状復旧していただくことになります。

**Q11. 学習者用端末の紛失や損傷があり、保護者が原状復旧をすることになった場合、どのくらいの費用がかかるのでしょうか？**

A11. iPadの場合、メーカーに修理を出すと、26,800円(令和2年11月現在)かかります。全損となれば、交換機の全額負担となる場合もあります。紛失の場合は、買い替えとなりますので、学習者用端末及びキーボード一体型カバーの購入価格(58,190円)を負担していただくことになります。

**Q12. 保護者による損害賠償に備えて入ることのできる保険はあるのでしょうか？**

A12. 学習者用端末は、学校の備品を借受する受託品となります。受託品の損害賠償保証がある保険のうち、タブレット端末を対象とした既存のものは限られています。市教育委員会が調べた範囲では、県PTA連合会が団体契約している「小学生・中学生総合保障制度」が該当します。毎年、4月に学校を通して案内があります。

**Q13. 学習者用端末は家族が使用してもよいですか？**

A13. 学習者用端末は、児童生徒が学習活動に使用するために貸与されるものであり、児童生徒本人以外は使用できません。

**Q14. 学習者用端末をどのような学習場面で使用するのですか？**

A14. 授業においては、一斉学習の場面で、教師は指導者用端末を通して、児童生徒一人一人の反応を把握し、それぞれの反応に応じた双方向型の授業を行うことができます。

また、児童生徒一人が1台ずつ学習者用端末を使うことで、同時に別々の学習課題に取り組むことができます。一人一人の学習履歴を記録することで、それぞれの学習状況に応じた個別学習が可能になります。

さらに、グループ等で協働学習に取り組む際には、一人一人の考えをお互いにリアルタイムで共有し、児童生徒同士で双方向の意見交換が可能になり、多様な意見に触れることで理解を一層深めることができます。

新型コロナウイルス感染症や自然災害等による学校の臨時休業等の緊急時においても、児童生徒の学びを継続させるためのツールとして活用します。

**Q15. 学習者用端末には、どのようなアプリが入りますか？**

A15. 令和2年度は、ベネッセ社の「ミライシード」というアプリを導入しています。このアプリは、一人一人の基礎学力の向上を図るためのドリルソフトや、授業中に指導者用端末を用いてモニタリングや教材配布・回収、画面共有、操作制御を行うソフト、自分の考えをカードに文字や図等で表し、追加・削除・並び替え等でプレゼンテーションを作成するソフト、個人のノートをクラス全体やグループの領域に張り付け、考えをまとめたり、意見を集計・分析したりするソフト、一人一人の学習履歴や日々の授業の成果物を一元管理し、適切な事後指導や評価の参考資料として活用できるソフトなどが詰まった統合型のソフトです。

その他、学習用の無料アプリも導入しています。

**Q16. 「ミライシード」は、家庭でも使えますか？**

A16. 「ミライシード」の中の「ドリルパーク」(ドリルソフト)は、どの学年の児童生徒であっても、小学1年生から中学3年生までの各教科(小学校は国、算、理、社、中学校は国、数、理、社、英)の問題に取り組むことが可能です。児童生徒にはそれぞれのIDとパスワードを配布しますので、それらを使えば、家庭にあるパソコンやタブレット端末、スマートフォンからもアクセスできます。受験勉強や1年間の学習のまとめ、日々の復習等に積極的に活用してほしいと願っています。

**Q17. 家庭にパソコンやタブレット端末等がない場合、家庭で「ミライシード」を使うには、どうすればいいですか？**

A17. 今後、学習者用端末が学校に導入されるときに、学校から各家庭に配布される「周南市学習者用端末等貸付物品借用証」に必要な事項を記入の上、学校に提出すると、学習者用端末を借受でき、家庭に持ち帰って使用することが可能になります。ただし、県PTA連合会が団体契約している「小学生・中学生総合保障制度」に加入していない家庭は、令和2年度中は無保険状態となりますので、学校の指示を聞き、紛失や損傷のないよう気を付けて利用してください。